

報道発表資料

令和8年4月28日  
独立行政法人国民生活センター

## 相談解決のためのテスト実施状況（2025年度第4四半期）

2025年度第4四半期（1月～3月）は、消費生活センター等からの依頼に基づいて、29件の商品テストを実施しました。

### 1. 実施件数の年度別推移

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025(※)
件数	154	182	130	114	112	109

(※) 2025年度の累計

### 2. 商品分類別実施件数

商品分類	食料品	住居品	光熱水品	被服品	保健衛生品	教養娯楽品	車両・乗り物	土地・建物・設備	その他	計
件数	0	17	0	1	5	4	2	0	0	29

(※) 第4四半期の実施案件の分類

### 3. 商品テスト結果の概要一覧

\*掲載されている商品テスト結果は、消費生活センター等が行う商品に関する消費生活相談処理を支援するため、依頼に基づいて実施したものです。詳細についてはお問い合わせいただいても回答致しかねます。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
1	カセットボンベ	購入後保管していたカセットボンベのガスが減っていた。減少した原因や商品に問題がなにか調べてほしい。	苦情品は、保管に伴って底部にさびが生じ、貫通した微小な穴からガスが漏れ出したものと考えられた。なお、苦情同型品、参考品を用いた耐食性の調査ではさびの発生に大きな差は見られず、商品に明らかな問題があるとはいえなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
2	電気炊飯器	電気炊飯器の内釜に亀裂が入った。亀裂が入った原因を調べてほしい。	苦情品の内釜には上部から底方向にかけて、外面および内面に渡るき裂がみられたが、き裂近傍に打痕等の異常はみられなかった。また、苦情品本体および苦情同型品の内釜を用いた炊飯テストにおいて、動作および温度上昇に異常はみられず、き裂が発生することはない、苦情品にき裂が発生した原因は不明であった。なお、取扱説明書には内釜に割れが生じ得る旨および内釜が消耗品である旨の記載がみられた。
3	電気炊飯器	電気炊飯器で炊飯中に異臭がし、筐体（きょうたい）の樹脂部分が溶けていた。溶けた原因を調べてほしい。	苦情品は、リレーの ON/OFF 制御をする配線が断線していたため、リレーが動かず、ヒーターへ給電されないため炊飯動作ができなくなっていた。筐体（きょうたい）の樹脂が溶けた原因については、制御信号用の配線が断線しかけた状態で使用されていたことで、リレーが異常動作し、ヒーターに通電し続けて温度が上昇した可能性が考えられたが、配線の修復後は各素子が動作しており、詳細な原因は不明であった。
4	オイルボトル	オイルボトルに食用油を移し替え使用していたところ、ふたの塗装がはがれた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、ふたに施されていたアルミニウム剥片を含む銀色の塗料と考えられるものが部分的にはがれていた。なお、苦情同型品を用いて塗装を含めたふた本体の材質試験及び溶出試験を行った結果、カドミウム、鉛の含有および重金属の溶出は定量下限未満であり、有機物の溶出も極少量であると考えられたことから、未使用の状態では、調べた範囲において、食品衛生法の観点では商品に問題があるとまでは言えなかった。
5	フライパン	フライパンの取っ手が外れた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、フライパンを取っ手のクリップで挟んで、クリップのシリコーン樹脂を変形させることによって固定する構造であったが、シリコーン樹脂の凹凸が大きいため変形しやすく、フライパン端部と取っ手には隙間があったことから、力が加わった際に取っ手の固定部がずれて外れたものと考えられた。なお、参考品はこの凹凸が苦情品に比べて小さく、フライパン端部と取っ手の隙間も小さかったことから、苦情品は参考品に比べて固定力が十分ではなかった可能性が考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
6	電子レンジ調理器	電子レンジ調理器を使用したところ、調理器の一部が溶けた。溶けた原因を調べてほしい。	苦情品は、発熱体やプレート裏面の腐食から生じたさびが、本体下部および底面に蓄積し、電子レンジの加熱時に発熱したことで本体の一部が溶けて変形したものと考えられた。また、苦情同型品を用いて行った腐食テストでは、苦情品ほどではないものの、腐食によるさびの発生がみられた。なお、苦情同型品の取扱説明書には、丸洗いが可能な旨の記載が見られた一方で、底を水に浸すことや、つけ置き洗いはしない旨の記載も見られた。
7	電子レンジ調理器	電子レンジ調理器で魚を調理したところ、発煙・発火し、電子レンジの庫内底面が破損した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は脚部が焼損していたほか、苦情品と同じ構造の脚部を有した苦情同型品では、電子レンジでの加熱によって脚部が発熱する様子がみられた。しかし、空だきを含む動作確認を行っても、ガラスを熔融させるほどの温度に達することはなかったことから、苦情品脚部の劣化のほか、脚部または電子レンジ底面に付着した導電性の異物がマイクロ波によって火花等を生じ、局所的に異常発熱して底面ガラスと溶着し、破損の起点となった可能性が考えられた。
8	電気掃除機（ロボット型）	電気掃除機（ロボット型）を使用中、フローリングを走行すると異音をする。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品には動作に支障をきたすような異常はみられなかったが、動作テストにおいて、本体がフローリングの溝を横切る際に周期的な打撃様の異音が発生し、床面と接触するワイパーブレードやブラシカバーが振動することによるものと考えられた。取扱説明書等には当該の動作音に関する記載が確認できなかった。
9	石油ストーブ（FF式）	石油ストーブ（FF式）を使用したところ、すすが出る。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の外観、燃焼状態、気密性のいずれの面においても異常はみられず、すすの発生につながるような要因は確認できず、商品に問題があるとはいえなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
10	オットマン	折りたたみ式のオットマンと一緒に子どもが転倒した際に、手指をけがした。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、脚を閉じた際に脚同士の隙間がほとんどないため、指を挟み込んでしまうと、ケガをする危険性があると考えられた。また、苦情同型品には、参考品にみられた子どもに関する注意表示がなく、表示の改善や不意に脚が閉じることを防止する機構を設けること等により安全性が向上するものと考えられた。しかし、苦情品に類似した構造を持つ他の商品においても同様の危険性が考えられるため、他の類似商品と比較して苦情品が特段の危険性を有しているとは言えなかった。
11	ソファ	ソファの座面の表面がはがれた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の座面に使用されていた革の仕上げ膜の剥離強さは、ISO の推奨値は満たしていたものの、参考品の座面に使用されていた革の5分の1であり、大きな差がみられた。椅子張り用レザーとして、問題があるとまでは言えないものであったが、この差が比較的短期間で表面のはがれにつながった可能性が考えられた。
12	リクライニングチェア	リクライニングチェアを使用していたところ、座面の部品が破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は座面フレームを横断して取り付けられているS字形鋼線ばね端部の引っ掛け金具にき裂が発生し、繰り返し荷重によりき裂が進展した結果、破断に至ったものと考えられた。苦情品は高さ調整機能を有していないため、規格の適用範囲外ではあるが、苦情同型品を用いて行った JIS S 1206「オフィス用回転椅子—安定性、強度及び耐久性の試験方法」を準用した座面の耐久性試験では、苦情品とは破損状況が異なるものの、S字形鋼線ばねが破損したことから、苦情品は座面の強度が十分でなく、強度について改善の余地があるものと考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
13	キッチンマット	キッチンマットが滑ったため転倒した。商品に問題がないか調べてほしい。	キッチンマットの滑りやすさについて、公的な基準や評価法等はないことから JIS A1454「高分子系張り床材試験方法 17 滑り性試験」を参考に、苦情品、苦情同型品または参考品を滑り片とし、フローリング材を試験片とした場合の滑り抵抗係数を測定したところ、苦情品の滑り抵抗係数は苦情同型品と参考品よりも小さかったことから、苦情同型品、参考品に比べ滑りやすい可能性が考えられた。なお、苦情品は既に使用され、洗濯等がなされていることから、新品時の状態については不明である。
14	ポータブルソーラーパネル	ポータブルソーラーパネルの出力が表示どおりか疑わしい。ソーラーパネルの出力に問題がないか調べてほしい。	苦情品に使用されているソーラーパネルの特性測定の結果、21W のパネルはほぼ仕様通りの最大出力であったが、40W のパネルは仕様の 75%程度の出力であった。一方、苦情同型品の 40W のパネルはほぼ仕様通りの最大出力が確認されたことから、苦情品単体の異常の可能性が考えられた。なお、ソーラーパネルの出力は、パネルへの日光の当たり方や温度などさまざまな条件・要因により変動するため、仕様に記載された最大出力を維持して動作させるには条件を整える必要があるものと考えられた。
15	ポータブルソーラーパネル	ポータブルソーラーパネルの折り目部分が発熱し焦げていた。焦げた原因を調べてほしい。	苦情品は、パネル間を接続する網目状の電源線の一部が断裂しており、ソーラーパネルに太陽光を当てて電流が流れると、その断裂した部分で異常発熱し焦げたものと推察された。なお、電源線の一部が断裂したのは、使用に伴うパネルの開閉等により、折り目部分の電源線に機械的ストレスが加わったことによるものと考えられた。
16	散水ホース	ホースリールの散水ホースから出る水の水圧が弱いと感じる。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品には吐水動作に支障をきたすような異常はみられず、苦情品、苦情同型品、参考品を用いた通水テストでは、吐水時のそれぞれの水形に異常はみられなかった。苦情品および苦情同型品の流量は参考品と比較してやや少ない傾向であったが、極端な低下はみられず、商品に問題があるとはいえなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
17	除湿剤	使用していた除湿剤から液体が漏れていた。商品に問題がないか調べてほしい。	当センターで購入した苦情同型品の耐漏えい性試験では液漏れは生じなかったことから、調べた範囲では商品に問題があるとまでは言えなかった。なお、苦情品は透湿シートの接着面付近の一部にわずかな傷もしくは変色のような痕跡が認められ、ここから内容液が漏出したものと推察されたが、原因を特定するには至らなかった。
18	Tシャツ	Tシャツを2カ月ほど着用したところ、前身ごろの複数箇所に引きつれが起きた。商品に問題がないか調べてほしい。	異なるサイズの苦情品2点について顕微鏡観察を行ったところ、いずれも胸部中央および腹部左側に引きつれが発生していたことから、着用時の引っ掛け等により、生地を表側から糸が引き出され、引きつれが発生した可能性が考えられた。なお、糸の引きつれやすさ等については、未使用の苦情同型品が入手できず、スナッグ試験等が実施できなかったため、不明であった。
19	ヘアエクステ	人毛100%と表示されたヘアエクステを染毛したところ縮んだ。表示が疑わしいため、人毛かどうか調べてほしい。	“苦情品について、繊維鑑別を実施した結果、黒色の繊維および茶色の繊維からそれぞれ20本、計40本採取したうち、黒色の繊維はすべて人毛であると推察されたのに対し、茶色の繊維はすべてポリエステルであった。相談者が苦情品の施術を予約したとされる美容院予約サイト、および、施術を受けた美容院の運営会社のホームページには、人毛100%である旨の表示がなされており、実際の組成とは異なっていると考えられたことから、景品表示法上問題となるおそれがあった。”
20	口腔洗浄器	使用している口腔洗浄器の動作が安定しない。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、苦情同型品と比較して水が吐出するまでに時間を要したり、30秒動作させても吐出しない様子が見られたが、吐出を開始した後は正常に動作し、本体内部にも異常は見られなかった。また、タンク残量が少なくなった際に水圧が弱くなる現象については再現しなかった。なお、苦情品のフィルタに汚れや繊維の付着が見られたことから、フィルタを通過した汚れや繊維のほか、ノズル側からの異物等が本体内部に侵入し、逆止弁に挟まるなどして、一時的に異常動作を起こしていた可能性も考えられたが原因の特定には至らなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
21	電動爪削り	電動爪削りを使用したところ、爪が削れなかった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は外観に変形や打痕等の異常はみられず、苦情品、苦情同型品について、手の模型とつけ爪（ネイルチップ）を用いた爪削りテストを行ったところ、動作に異常はみられなかった。しかし、カッターが本体表面（金属枠）より奥まった位置に配置されているため、指の先端部からある程度爪が突出するまで伸びた状態でないと、カッターまで爪が届かないため、爪を削ることができない構造であった。
22	保冷枕	保冷枕の外袋が破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品の外袋は、破断面に疲労破壊の痕跡がみられたことから、使用に伴う繰り返しの負荷が加わったことで破断した可能性が考えられた。しかし、苦情品に劣化の兆候はみられず、伸びなどの物性においても苦情同型品と差がみられなかった。また、室温下で苦情同型品に繰り返し上下方向に負荷を加える動作を行っても外袋が破断や損傷することはなかったことから、外袋の強度が著しく低いとは言えなかった。
23	冷感グッズ	首に巻いて使用する冷感グッズを使用していたところ、中の液体が漏れ出した。漏れ出した原因を調べてほしい。	苦情品は、タグの根元にき裂が見られ、そこから内容液が漏れ出す状態であった。また、苦情同型品を用いて、繰り返しの使用を想定した開閉やねじりの試験のほか、タグの屈曲試験や圧力をかけた状態での冷却試験を行ったが、き裂および内容液の漏れ出しは確認できず、き裂が生じた原因の特定には至らなかった。なお、苦情同型品を取扱説明書で禁止されている冷凍庫内で冷却し、落下させた場合には、タグの根元が破損することがあった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
24	スマートフォン	スマートフォンの画面が故障した。故障した原因を調べてほしい。	苦情品はメインディスプレイの表示に異常がみられたが、本体は動作している様子であった。苦情品に白色のフラッシュ等の異常な表示がみられたのは、メインディスプレイ右側の上部および下部の損傷が有機 EL パネルの内層まで達していたためと考えられ、本体を二つ折りにした際に、メインディスプレイの間に何らかの硬い異物が意図せず挟まり、持ち運び等による圧力や衝撃によって損傷が有機 EL パネルの内層まで到達したものと推測された。
25	ブルーレイディスク	ブルーレイディスクをケースから取り出そうとしたところ破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は、応力によって破断した脆性（ぜいせい）破壊の形態がみられ、センターホールを起点として外周に向かって破壊が伸展したのと考えられた。また、破壊起点付近を含む破断面全域には、強度を低下させるような空隙（くうげき）や異物などはみられなかったほか、苦情同型品を用いてセンターホールがケースの爪にひっかかった状態でディスクの外側を持ち上げる動作を行った場合に苦情品と同様に破断したことから、苦情品を取り外す際に一時的に過大な負荷が加わり破断した可能性が考えられた。
26	ポータブル DVD プレーヤー	テレビ放送が見られるとうたったポータブル DVD プレーヤーを使用したところ、映らない。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、ワンセグ放送を受信する機能はあり、動作しているものの、国民生活センター相模原事務所において、付属のワンセグ用アンテナでは一般住戸を模した屋内環境でワンセグ放送を視聴できなかった。付属のワンセグ用アンテナは簡易的なアンテナであり、地上波テレビ放送用の屋外アンテナと比較すると受信感度は低く、ワンセグ視聴ができる場所が限られるものと考えられた。なお、アンテナまたは受信機に、信号増幅の仕組み等があれば、放送を受信できる可能性は高くなるものと考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
27	枝の粉砕機	枝の粉砕機を使用したところ、枝がほとんど粉砕できない。粉砕できない原因を調べてほしい。	苦情品は、粉砕前のある程度の重さと長さがある木材では、連続的に粉砕される様子がみられたが、木材がブレードにはじかれる様子もみられた。また、粉砕されて木材が短くなり、重さが軽くなると、継続的にブレードにはじかれることがあり、連続して確実に粉砕するためには木材を押し込む必要があると考えられた。しかし、取扱説明書にて押し込むことは推奨されておらず、投入口には手を遠ざける旨の表示があり、木片が投入口からはじき出されて接触する可能性もあることから、すべての木材を最後まで連続かつ自動的に粉砕することは困難であると考えられた。なお、苦情同型品のブレードとのスペースを変更しても粉砕の様子に大きな変化はみられなかったほか、取扱説明書で推奨されている 0.5mm に調整することはできなかった。
28	シートカバークッション	シートカバークッションを使用したところ、シートに傷がついた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の外観からは、鋭角部、バリやささくれなどはみられず、外枠以外に金属製の部位もなかった。苦情同型品の各部について、日本の玩具安全基準および米国安全規格を参考に行ったシャープエッジテストでは、鋭利な縁部とは判定されず、牛革片の表面に苦情同型品のバックルを圧接しながらスライドさせても表面には明らかな傷がみられなかった。また、苦情品および苦情同型品からはシートの傷の原因となるような異物もみられなかったことから、シートに傷がついた原因は不明であった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
29	折りたたみ電動アシスト自転車	折りたたみ電動アシスト自転車で走行中に突然フレームが折りたたまれたため転倒した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品のフレームの折り畳み機構は、現状の調整状態では使用過程でカムレバーが外れるおそれがあると考えられた。カムレバーが外れた状態では、カムレバーはピンを軸に回転できるため、事故時は、カムレバーとクランクが接触する位置関係でクランクを逆回転させたことでピンが外れてフレームが折り畳まれたものと考えられた。また、カムレバーの固定については、調整ナットの締め付け具合によって調整することができるが、苦情品の取扱説明書には適切な調整状態についての記載がみられなかった。

本件問い合わせ先

商品テスト部 042-758-3165